

USEN KARAOKE by JOYSOUND 利用規約

第1条（利用規約）

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社USEN（以下「当社」といいます。）が提供するサービス「USEN MUSIC Entertainment」（以下「本サービス」といいます）のオプションサービスとして株式会社エクシングが提供する「USEN KARAOKE by JOYSOUND」（以下、「カラオケサービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

2 本規約は、本サービスのうち、カラオケサービスに関する部分のみを規定するものであり、本規約に定めのない事項については、当社が別途定める USEN MUSIC Entertainment 契約約款（以下「原約款」といいます。）の定めを適用するものとします。

3 契約者は、本規約の内容を承諾のうえで、当社所定の方法によりカラオケサービスの利用契約（以下、「カラオケ利用契約」といいます。）の申込みを行うものとし、当該申込みを当社が承諾したときにカラオケ利用契約は申込み受付日に遡って成立するものとします。

第2条（本規約の変更）

当社は、次の場合に、当社の裁量により本規約を変更することができます。

- (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は、前項による本規約の変更にあたり、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を、あらかじめ当社所定の方法により契約者に通知します。

3 変更後の本規約の効力発生日以降にカラオケサービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更異議なく同意したものとみなします。

第3条（機器の貸与）

当社は、カラオケ利用契約に基づき、契約者に対し別紙記載の貸与機器を貸与します。

第4条（著作物の使用料）

契約者は、カラオケサービスの利用にあたっては、契約者自身により著作権等管理事業者（一般社団法人日本音楽著作権協会を含みますがこれに限りません。）に対する必要な手続きおよび著作物使用料の支払いを行うものとします。

第5条（利用料金）

カラオケサービスおよび貸与機器の賃貸借の料金は別段の定めがない限り、別紙料金表に定める料金とします。

第6条（支払条件）

契約者は、カラオケサービスの提供開始日の属する月の翌月1日からカラオケ利用契約の終了

の日までの期間について、別紙料金表に定めるカラオケサービス利用料および機器レンタル費用に基づき支払うものとします。

第7条（第三者による使用）

カラオケサービスにかかる利用申込みは、契約者本人が行うものとし、契約者以外の第三者が行うことはできません。

第8条（契約期間）

カラオケ利用契約の契約期間は、カラオケ利用契約の成立日から、本サービスの利用契約の契約期間の満了日までとします。ただし、期間満了日の属する月の1日から末日までの期間中に、契約者と当社のいずれからも更新拒絶の通知が行われない場合には、満了日の翌日から2年間、同一条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

第9条（解除）

- 1 当社は、カラオケサービスの提供にあたり、原約款第38条の規定に準ずる事由が生じたときは、カラオケ利用契約を解除することができます。
- 2 契約者は、契約期間中にカラオケ利用契約の解除があったときは、本サービスの利用契約の解除の有無にかかわらず、別紙料金表第3（契約解除料）に規定する料金の支払を要します。

第10条（契約者が行うカラオケ利用契約の解約）

- 1 契約者は、契約期間中にカラオケ利用契約を解約しようとする場合には、解約を希望する日が属する月の前々月末日までに当社所定の書面により申請するものとします。
- 2 契約者は、前項の定めに基づきカラオケ利用契約を解約する場合、別紙料金表第3（契約解除料）に規定する料金の支払を要します。

第11条（紛失・損害金）

契約者は、貸与機器を毀損した状態で返還した場合または滅失、紛失、盗難その他の理由により返還できない場合には、前項に定めるほか、別紙料金表第4 紛失・損害金に規定する料金の支払を要します。

トライアル利用に関する特則

- 1 契約者は、本サービスの利用期間中に、当社所定の方法で申請のうえ当社が認めた場合、カラオケサービスのトライアル利用を行うことができるものとします。
- 2 トライアル利用には、原約款および本規約の各規定を準用します。
- 3 トライアル利用の期間は、14日間とします。ただし、利用者（トライアル利用を当社が承諾した者をいいます。以下同じとします。）からの第1項による申請に基づき当社が定める期間とし、当社が認めた場合には、期間の延長を行うことができます。
- 4 利用者は、トライアル利用期間中およびトライアル利用終了後に、当社所定の方法により、カ

ラオケサービスの利用契約の申込みをすることができます。この場合には、利用契約の成立日にトライアル利用は終了し、当該成立日をカラオケサービスの提供開始日とします。

- 5 当社が、利用者と連絡が取れなくなった場合、またはトライアル利用の期間満了日の7日前までに利用者からカラオケサービスの利用契約の申込みがない場合、期間満了日にトライアル利用は終了します。
- 6 利用者は、トライアル利用の期間中、トライアル利用の中止を希望する日の前日までに当社に申し出ることにより、トライアル利用を中止することができます。

附則

2023年12月4日施行

【別紙】料金表

第1 カラオケサービス利用料

サービス名	料金額（月額）
USEN KARAOKE by JOYSOUND	6,000 円

第2 機器レンタル費用

貸与機器	単位	料金額（月額）
タブレット（カラオケ用）	1台ごとに	500円
マイク（2本セット/レシーバー含む）	1セット	3,000円

第3 契約解除料

種別	金額（課税対象外）
解約事務手数料	10,000円
違約金	カラオケ利用契約の契約期間の残期間分のカラオケサービス利用料に相当する額

第4 紛失・損害金（一時金）

項目	単位	料金額（課税対象外）
タブレット（カラオケ用）	1台ごとに	15,000 円
マイク	レシーバー	30,000 円
マイク	1本あたり	10,000 円